

グリーンプリンティングマーク使用規程

平成18年9月6日制定
社団法人日本印刷産業連合会

【目的】

第1条 この規程は、グリーンプリンティング認定制度に基づく認定マーク（以下、「グリーンプリンティングマーク、略してGPマーク」と言う。）を使用するに当たって必要な事項を定めるものである。

【グリーンプリンティングマークの使用について】

第2条 GPマークの商標権（申請中）は、社団法人日本印刷産業連合会が保有し、管理を行う。GP認定事業者は、本規程及びグリーンプリンティング製品認定規程（以下「GP製品認定規程」と言う。）に基づきこれを使用することができる。なお、使用に当たっては「グリーンプリンティングマーク使用の手引」を遵守しなければならない。

【使用期間】

第3条 GP認定事業者のGPマークの使用期間は、認定証に記載された認定有効期限日までとする。その後更新審査を受け認定・登録を更新した場合には、更新された認定有効期限日まで、継続してGPマークを使用することができる。

【認定番号の表示】

第4条 GP認定事業者は、認定証に記載されている認定番号をGPマークの下段に必ず表示しなければならない。ただし、GP認定製品にGPマークを表示する場合は、GP製品認定規程に従うものとする。

【使用の条件】

第5条 GPマークの使用に当たっては、以下の条件を遵守すること。

- 1) GP認定事業者はGPマークの使用権を第三者に譲渡または貸与してはならない。
- 2) GPマークは認定の範囲内で表示することができる。
- 3) GPマークを表示する場合は、その内容が誤解を招かないように配慮すること。

【使用状況等の調査】

第6条 日印産連グリーンプリンティング認定事務局（以下、「認定事務局」と言う。）は、関係者に対してGPマークの使用状況等について報告を求め、または必要な調査を行うことができるものとする。

【不正使用への対応】

第7条 認定事務局は、G P マークが関係者により本規程、G P 製品認定規程及び「グリーンプリンティングマーク使用の手引」に違反し、または不正に使用された場合には、改善の指導を行うほか、継続して不正使用が行われた場合は、認定の取り消し、または必要な法的措置をとることができるものとする。

【改定】

第8条 本規程の改定は、総務委員会の承認を得て行うものとする。

付則

1. 本規程は、平成18年9月6日から発効する。